

は上場するためセンターまでの輸送にかかる経費の一部に対する補助である。
平成14年度の子算と実績の比較は次のとおりである。

区分	子算			実績			差異	
	頭数	補助金額 単価	平均 単価	頭数	補助金額 単価	平均 単価	頭数	補助金額
高格付 (A)	1,456	13,388	9	605	41,684	1,774	13,384	△ 11,614
高格付 (B)	1,235	36,310	29	1,521	52,518	144,634	35	286
高格付 (C)	2,691	49,698	18	2,126	79,074	109,234	26	△ 565
最高格付 (D)	1,456	6,355	4	401	1,914	30,154	5	△ 4,594
集荷	3,000	7,500	3	2,872	7,180	95,734	3	△ 4,441
合計					63,386	99,734		△ 167

上表によると、頭数の対目標達成率は高格付で79%、最高格付においては27.5%とかなり低く、集荷頭数も95.7%で目標に達していないが、要綱に基づいた執行の結果、補助金額の執行率は全体で99.7%とほぼ予算どおりである。現在の補助体系は、目標頭数と補助金額との関連性が薄い体系となっている。

今後、次の点について検討が必要があると考ええる。

1) 予算の立て方の検討が必要である。(A)以上に(B)に重点を置いているとのことであるが、(B)の予算額が少なく、それに重きを置いた予算になっている。補助単価を変更するなどして、予算を実行可能な頭数配分に基づく補助金額とするよう検討が望まれる。

2) 補助金体系の検討が必要である。高格付牛増加対策と単なる集荷増加を目的とするものと同じ補助事業の中で取扱っている。その結果、最高格付対策予算の余りも含め、集荷対策予算の余りを高格付対策の不足分に執行している。また、高格付のみを見ると、当初の予算をオーバーして執行している。県の執行ルールでは当該事業全体の予算の範囲内であれば執行は可能であるとの説明を受けたが、補助金の基本目的(肉畜の安定的、持続的流通確保)という点において両者は共通するものの、高格付確保、集荷確保は補完しあうものではないため、執行は別々に取扱うべきと考ええる。

② 豚の補助頭数・金額設定方法の見直しについて

要綱によれば、豚については、格付等級「中」以上の肉豚を目標頭数出荷上場した場合は1頭当たり550円補助(肉豚集出荷促進事業)。目標頭数を超える頭数を出荷上場した場合は超える頭数につき1頭当たり1,100円補助することとしている(肉豚資質向上対策事業)。

平成14年度の子算と実績の比較は次のとおりである。

区分	子算			実績			差異	
	頭数	補助金額 単価	平均 単価	頭数	補助金額 単価	平均 単価	頭数	補助金額
肉豚集出荷促進	3,280	1,804	0.55	1,898	57,934	1,044	1,382	△ 760
肉豚資質向上対策	3,280	3,608	1.10	1,998	2,068	57,934	1,100	△ 1,520
合計	6,560	5,412		3,796	57,934	3,122	57,934	△ 2,280

要綱の文言から判断すると、目標出荷頭数は肉豚出荷促進事業の予算対象としている3,280頭と考えられる。実績出荷頭数は3,796頭で目標頭数を516頭上回った頭数であるにもかかわらず、実績頭数の半数1,898頭に550円補助、残り半数1,898頭に1,100円補助している。

そこで、目標頭数の考え方の説明を求めたところ、目標頭数は頭数で決めているのではなく率で決めている。率は0.5としており、出荷上場頭数の大小に関係なく、頭数の半分に対して550円の補助、残り半分に対して1,100円の補助、平均で825円補助となっているとの説明を受けた。しかしながら、これでは目標頭数達成のための補助ではなく、出荷頭数に対する補助となっている。また、目標頭数をオーバーした場合(努力した場合)も825円の補助となり、牛の場合と格差がある。

目標頭数を個数で設定すると、目標頭数に達しなかった場合は補助金はゼロとなるため、努力した結果99%の達成率であっても補助金がゼロとなり努力の結果が報われないためこの方法は採用し難いことは理解できる。

しかし、現在の方法では努力しなくても1頭当たり補助単価が同一であり、集荷頭数増加対策として適切でないと考ええる。牛の方法に類似した方法とする、又は達成率の程度により補助金額を増減させる等、努力が報われる方法に変更することが望まれる。

13. 造林事業補助金(表番号43、44)

(1) 補助金の概要

交付先:	森林組合、市町村及び財団法人奈良県林業基金他
開始年度:	明治40年度
根拠規程:	奈良県造林事業補助金交付要綱
	奈良県造林補助事業実施要領

(補助金の目的)

森林の造成を推進し、国土の保全、水源かん養、公衆の保健、森林資源の利用等に資するため、造林事業を実施する者に対し、補助金を交付する。

(補助事業の概要)
補助事業は、森林組合、市町村及び奈良県林業基金等が実施する次の造林事業である。

- 1) 流域公益保全林整備事業 (事業はさらに作業区分されている。以下の事業において同じ。)
- 2) 流域循環資源林整備事業
- 3) 公的森林整備推進事業
- 4) 絆の森整備事業
- 5) 保全松林緊急保護整備事業 (衛生伐)
- 6) 被害地等森林整備事業

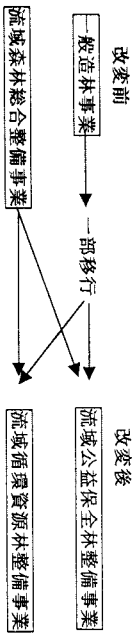
要綱において、補助金額は作業区分ごとに「必要経費の一定割合」と定められている。さらに、実施要領において、「必要経費は標準経費とする」旨、及び「補助率に区分別に定められた査定係数を乗じる」旨の規定が設けられている。

(事業(一部)の金額推移)

1) 流域公益保全林整備事業 (平成14年度: 34件) (単位: 千円)

	平成12年度 (決算)	平成13年度 (決算)	平成14年度 (当初予算)	平成14年度 (決算)	平成15年度 (当初予算)
補助金額	(注) 1	(注) 1	511,025	511,025	487,783
うち果負担額	(注) 1	(注) 1	128,239	128,239	125,251
うち国負担額	(注) 1	(注) 1	382,786	382,786	362,532
事業費	(注) 1	(注) 1	1,275,960	(注) 2	1,208,451

(注)1 平成14年に次の事業変更があり、平成12年度及び平成13年度の金額算定は困難である。



(注)2 個人が自家労働で実施している場合は実績事業費の算出は不可能であるため、事業費実績額は集計していない。

2) 流域循環資源林整備事業 (平成14年度: 24件) (単位: 千円)

	平成12年度 (決算)	平成13年度 (決算)	平成14年度 (当初予算)	平成14年度 (決算)	平成15年度 (当初予算)
補助金額	(注) 1	(注) 1	151,086	151,086	106,653
うち果負担額	(注) 1	(注) 1	37,954	37,954	26,663
うち国負担額	(注) 1	(注) 1	113,132	113,132	79,989
事業費	(注) 1	(注) 1	377,108	(注) 2	260,878

(注)1及び(注)2は上表1)と同じ。

(補助金額算定方法)

造林事業における補助金算定方法は造林作業の種類(作業区分)ごとに単位面積当たりの標準的な事業費単価を定め、これによって補助金額を算定する標準単価方式である。作業区分の主なものとしては、「除間伐」「抜き伐り」「下刈」「枝落とし」等があり、合計240パターンの標準単価が設定されている。そして補助金額は、「実施要領第3特記事項4補助金の査定」によると次のとおり算定される。

$$\text{標準経費 (標準単価} \times \text{事業量)} \times \text{査定係数の } 100 \text{ 分の } 1 \text{ (査定係数は主に } 170 \text{ で、すなわち } 1.7 \text{ 倍を乗じることになる)} \times \text{補助率 (国 } 30\% \text{、県 } 10\%)$$

(2) 意見

① 実績の事業費に対する補助金の率について補助相手先ごとの差の改善
今回、平成14年度の流域公益保全林整備事業(以下13.において「流域公益事業」という。)の補助対象先34件中森林組合23件、及び流域循環資源林整備事業(以下13.において「流域循環資源林整備事業」という。)補助対象先24件中森林組合22件を抽出して「(A)事業別森林組合別」及び「(B)作業区分別(9つ)」の実績の事業費に対する補助金(以下13.において「実績補助率」という。)を比較検討した。
その結果、造林事業において、補助金を受ける各市町村・団体ごとに、実績補助率に差が生じている。
また、240パターンある「造林事業標準単価の各作業区分」の内訳を検討した。

(A) 事業別森林組合別の実績補助率

(a) 流域公益事業 (補助対象先34件中森林組合23件の抽出) の実績
実績補助率の上位5件、下位5件及び23森林組合の合計は次のとおりである。

(単位：千円)

補助金交付先	補助金額 (1)	予定 事業費 (2)	実績 事業費 (3)	予定補助率		実績補助率	
				(1)/(2)	(1)/(3)		
A森林組合	20,302	29,856	21,817	68%	93%		
B森林組合	10,992	16,165	12,517	68%	88%		
C森林組合	4,157	6,113	5,215	68%	80%		
D森林組合	16,901	24,855	21,876	68%	77%		
E森林組合	10,906	16,038	14,525	68%	75%		
F森林組合	5,857	8,613	9,838	68%	60%		
G森林組合	31,737	46,672	55,399	68%	57%		
H森林組合	4,622	6,797	8,858	68%	52%		
I森林組合	24,273	35,696	59,659	68%	41%		
J森林組合	7,991	11,752	25,259	68%	32%		
合計(23森林組合)	452,429	665,336	712,128	68%	64%		

(b)流域循環事業 (補助対象先24件中森林組合22件の抽出)の実績
実績補助率の上位5件、下位5件及び22森林組合の合計は次のとおりである。

(単位：千円)

補助金交付先	補助金額 (1)	予定 事業費 (2)	実績 事業費 (3)	予定補助率		実績補助率	
				(1)/(2)	(1)/(3)		
B森林組合	1,620	2,382	1,916	68%	85%		
E森林組合	2,546	3,744	3,016	68%	84%		
C森林組合	4,994	7,344	6,338	68%	79%		
D森林組合	2,317	3,407	3,045	68%	76%		
K森林組合	7,493	11,019	10,030	68%	75%		
L森林組合	12,090	17,780	20,597	68%	59%		
M森林組合	3,757	5,525	6,530	68%	58%		
H森林組合	2,010	2,957	3,738	68%	54%		
I森林組合	8,369	12,307	17,538	68%	48%		
J森林組合	691	1,017	2,134	68%	32%		
合計(22森林組合)	144,774	212,903	226,884	68%	64%		

上表より、補助金額の大部分を占める森林組合全体をみると、実績補助率は予定補助率の範囲内に収まっており、実績事業費に対して補助金額を計算する方式よりも標準単価方式を用いることが補助金額の高騰を押し下げるという意味で有用性があると認識出来た。

しかしながら、その内訳としての「事業別森林組合別」の実績補助率は、流域公益事業では32%から93%、流域循環事業では32%から85%と幅があった。また、同事業の上位5件、下位5件の森林組合を抽出したところ、両者について上位では4件(B、C、D及びE)、下位では3件(H、I及びJ)同一の森林組合が名を連ねており、実績補助率上位・下位についての類似性が見受けられた。

(B)作業区分別の実績補助率
「作業区分別(9つ)」の実績補助率は、40%から74%であった。

(C)造林事業標準単価の各作業区別内訳
240パターンある造林事業標準単価のうち流域公益及び流域循環事業に関係する234パターンについて各作業区分別の内訳を検討したところ、次のように補助金額が多額な作業区分別に対する標準単価のパターン数が少なかった。

(単位：千円)

作業区分	補助金額	標準単価のパターン数
除間伐	194,672	5
抜き伐り	144,228	2
下刈	123,988	1
投落とし	69,117	4
その他	65,196	222
流域公益及び流域循環事業補助金合計	597,202	234

(D)まとめ
確かに個々の事業全てに対して原因究明を行っていくことは、造林事業の施行地数が膨大であることから非効率であることは理解できる。しかし、上記(A)及び(B)のような実績補助率に差が実際に生じており改善することが望まれる。

また、標準単価方式を採用している以上補助対象先・作業区分ごとの内訳に多少の差が生じることは避けられない。しかし、上記(C)のように補助金の大部分を占める作業区分の標準単価パターン数が少ないことが差の発生原因とも見受けられる。

実績補助率の差を少なくするためには、例えば上記のような平成14年度に集計された実績ないし過去の造林事業における実績等から、大幅な実績補助率の差を抽出し、その発生原因を追求して主要な要素を特定・把握し、補助金算定の基礎である「標準経費」「標準単価」ないし「事業量」の計算に統計的に相み込む、ないしは幅を持たせる方法が望ましい。

【C 交付手続き、事業遂行上の手続き改善に関する意見】

14. 農業近代化資金利子補給事業補助金 (表番号 10)

(1) 補助金の概要

前掲「第3外監査の結果1個別事業の監査の結果1. 農業近代化資金利子補給事業補助金(1)補助金の概要」参照

(2) 意見

前掲「第311.(2)①(C)事業完了遅延届書の未入手」、及び「⑨貸付対象事業実施状況調査書の未入手」に記載した監査結果に関して次の意見を述べる。

① 事業実施状況等の確認について

監査結果に記載したとおり、利子補給承認から6カ月を経過した時点で事業完了遅延届出書あるいは対象事業実施状況調査書が提出されている必要がある。

しかしながら、これら書類の提出がされたことの確認を網羅的に実施していなかったため、前掲の監査結果に記載したような問題(工事未着工でありながら利子補給を継続していたこと)が発生したものと思われる。

利子補給承認案件については6カ月後に上記書類のいずれかを入手しているかどうかを漏れなく確認する体制を構築する必要があると考える。

② 対象事業が6カ月以内に完了しなかった場合の対応について
事業完了遅延届の提出を受けて県はどのように対応するかが定められていない。例えば、事業完了遅延届出の理由を検討し、不適合と判断できる場合は、利子補給を打ち切り、補給済みの部分に対しては金融機関あるいは借入者に返還を求める等規定を整備する必要があると考える。

③ 利子補給承認後の変更申請書の入手について
農業団体Bの工事は平成15年3月下旬に当初計画から事業変更があったものの完了した。

事業変更については事務取扱要領に「資金の借入者から変更の申し出があった場合において、(中略)金融機関がその理由を真にやむを得ないものとして認めるものについては、農業近代化資金利子補給承認内容変更申請書(以下14.において「変更申請書」という。)を作成し、農林振興事務所を経由して知事に提出するものとする。」と定められている。

変更申請書は不適切な変更を防止するために提出を求めるものであり、本来であれば、事業変更を検討した時点で提出されるべき性質のものである。

しかし、金融機関での書類の作成等は時間がかかるため、実務においては事前に金融機関と県により変更の適否が実質上判断され、変更申請書は変更工事完了後の事後報告になるのが通例であることである。

当該案件については、平成15年7月に変更申請書の提出があったものの記載内容に不備があり受理できなかった。その後、平成15年12月現在も提出されていない。変更申請書が整うまで工事を中断した場合は不経済性を考慮すれば、県の変更申請書の入手が多少事後になることは容認しえる。しかし3月の工事完了後8カ月経過しても変更申請書が入手されていないとなると、手続が適切になされてきたかが疑わしいといわざるを得ない。

事務取扱要領上変更申請書の提出期日等は定められていないが、早期に入手するべきである。

なお、県は当監査での指摘により、平成16年1月に平成15年4月10日付の変更申請書の提出を受けた。

15. 卸売会社運営補助金 (表番号 17)

(1) 補助金の概要

交付先:	奈良食肉株式会社	所管部署:	畜産課
開始年度:	平成2年度		
根拠規程:	卸売会社運営事業補助金交付要綱		

	平成12年度 (決算)	平成13年度 (決算)	平成14年度 (当初予算)	平成14年度 (決算)	平成15年度 (当初予算)
補助金額	295,393	283,325	291,068	286,068	287,723
うち果負担額	295,393	283,325	291,068	286,068	287,723
うち国負担額	—	—	—	—	—
事業費	376,479	352,376	362,028	361,478	360,790

(事業別補助金内訳) (単位:千円)

補助区分	平成12年度 (決算)	平成13年度 (決算)	平成14年度 (当初予算)	平成14年度 (決算)	平成15年度 (当初予算)
非採算部門運営費	274,049	269,759	266,152	266,152	262,294
人件費	(257,933)	(253,568)	(250,175)	(250,175)	(246,676)
冷蔵庫施設 使用料	(16,116)	(16,191)	(15,977)	(15,977)	(15,676)
集荷対策事業	21,344	13,566	25,429	19,916	25,429
出荷奨励金	(17,379)	(11,029)	(20,637)	(16,222)	(20,637)
完納奨励金	(3,965)	(2,537)	(4,792)	(3,694)	(4,792)
合計	295,393	283,325	291,581	286,068	287,723

(補助金の支出根拠及び経緯・経過)
 県の説明によると、補助金の支出根拠及び経緯・経過は次のとおりである。
 奈良県食肉流通センター(以下15.及び16.において「食肉流通センター」という。)の畜場は、県内5カ所の市町営と畜場を県内1カ所に統合整備し食肉供給の安全・安心を確保したものである。開場時においては地方自治法第2条に基づき、と畜場に関する事務は市町村事務と定められていたが、食肉流通センター開設に当たり、運営方式については、県営方式ではなくと畜場に関する事務は民間活用が優位と判断しこの方式を選定したもので、県議会に対してこの旨を説明している。ついでには、食肉流通センターの施設の維持管理業務を公益法人の財団法人奈良県食肉公社(以下15.及び16.において「食肉公社」という。)に、市場部門を含めと畜場に関する事務は奈良食肉株式会社(以下15.及び16.において「卸売会社」という。)による運営方式を決め各々が設立されたものである。
 県は、卸売会社の効率的、合理的な運営と安定的な経営を図ることを望ん

でいるが、当初より公的事務であると畜場に関する事務は採算性が低いといった分の支拂を行う旨をも議会に対して併せて説明している。

(補助金の目的)

食肉流通センターの円滑な運営を図るため、卸売会社に対し、と畜解体及び冷蔵保管業務の運営に要する経費並びに集出荷に要する経費について、補助金を交付する。

(補助事業の概要)

補助事業は、卸売会社を実施する次の業務で、補助の対象となる経費及び補助額は、次のとおりである。

1) 非採算部門運営費補助

補助対象経費：と畜解体及び冷蔵保管業務の運営に要する経費
 補助額：人件費及び冷蔵庫施設使用料について、一定の方法により積算した額の範囲内で知事が定める額。実務的に人件費補助は、と畜従事者給料とと畜・市場業務者給料との合計がと畜解体手数料を超過した場合、当該超過額の2分の1を補助対象とし、予算の範囲内で補助している。

2) 集出荷対策事業補助

補助対象経費：集出荷対策に要する経費
 補助額：卸売会社が支出する出荷奨励金及び完納奨励金について、一定の方法により積算した額の範囲内で知事が定める額。実際の補助額は出荷奨励金・完納奨励金の全額を補助対象とし、予算の範囲内で補助している。

(卸売会社の概要)

卸売会社は、県内食肉関係者の出資により平成元年6月に設立された株式会社で、平成2年12月の食肉流通センター開設当初より同センター内において、牛及び豚等のと畜業務、冷蔵保管業務及び市場業務を実施している。市場は毎週火曜日と木曜日に開場している。

(2) 意見

① 補助金交付決定手続きについて

当該補助金は大部分が人件費補助である。平成14年度について見れば人件費総額293,250千円に対し、補助額は250,175千円で約85%である。奈良県が補助を継続している理由は、と畜業務は不採算事業でありと畜収入のみでは人件費等が賅えないのは明らかであることと、と畜事業は公共的業務であ

るためとのことである。

果は卸売会社に対して、補助金の交付申請書として、事業計画書、運営収支等計画書の提出を求めている。事業計画書は、牛と豚のと畜処理頭数及び上場頭数計画であり、運営収支計画書は収支予算である。人件費については、収支予算の中に役員の人数と報酬総額及び職員の数と給料総額のみ記載である。そして、人件費の算出根拠として個人別給与明細書を入手している。

補助金を交付するに当たっては、まず、役員及び職員の実態を把握し、従業員の経験の程度・業務内容・業務量等を勘案し、役員員人数及び業務配分が適当か、給与水準並びに額が適当かについて検討し、卸売会社が経費節減ないし事業構造改革等自助努力でできる限りの対策を講じているかどうか判定したうえで、適切な補助金額を決定することが必要と考える。

② 補助事業運営状況の確認について

補助事業遂行に当たっては、毎月、事業計画の達成状況及び事業運営(収支)状況について記載した運営状況報告書の提出を求めている。しかし、当該書類において人件費関係報告は、役員員人数と人件費額のみである。

補助事業運営状況の確認は、実際にその役員員等が業務に携わっているのか及び給料が適正な者に支払われているのか等を確認することが必要である。そのためには、これらを確認できる証拠の提出が求められる。また、必要に応じて現場において検査の実施が求められる。

③ 商法で規定する営業報告書入手の必要性

要綱第10条の完了実績報告において、株主総会で承認を受けた営業報告書の提出を求めている。平成14年度の営業報告書として提出を受けているものを閲覧したところ、タイトルは「営業報告」としているが、中身は「費用明細書」であった。

株式会社については、商法施行規則により営業報告書には会社の状況に関する重要な事項を記載すべきことが規定されている。しかし、要綱では商法に基づく営業報告書と定めていないため、果は「費用明細書」を営業報告書として受取っていたことである。

運営事業補助金を交付するに当たっては、会社の状況に関する重要な事項を認識しておくことが求められるため、商法に基づく営業報告書の入手・内容確認が必要である。

④ 決算書入手の必要性

上記③の営業報告書の入手・確認に加えて、補助金の実績報告書と決算書との整合性確認並びに会社の財政状況等について奈良県が把握しているものと大きな乖離がないかの確認のため、卸売会社の決算書(営業報告書のほか、貸借対照表、損益計算書、利益処分案及び附属明細書)全体を閲覧し、財政状況及び損益状況を確認することが必要である。要綱に、決算書の提出を明記しておくことが求められる。

16. 財団法人奈良県食肉公社特別融資

(1) 貸付金の概要

当該貸付金は食肉公社に対するもので、前掲10.の食肉公社への補助金と一緒に検討したため、補助金の箇所に意見を記載している。

(単位：千円)

	平成12年度 (決算)	平成13年度 (決算)	平成14年度 (当初予算)	平成14年度 (決算)	平成15年度 (当初予算)
貸付額	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
償還額	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
年度末残高	0	0	0	0	0

(貸付金の目的、貸付金手続等)

奈良県が食肉公社に資金を貸付け、食肉公社がこの資金を民間銀行に預金し、その預金を担保として卸売会社から同銀行から資金を借入れるという方法である。この貸付けは平成6年度から実施されている。貸付金に関する要綱はなく、毎年、予算設定のうえ4月1日に支出負担行為決議により実行され、年度末である翌年3月31日に食肉公社から奈良県に返済される。

貸付金利息は、食肉公社の当該資金見合いの預金利息と同額としている。

(2) 意見

① 貸付金決定手続

毎年の貸付実行に当たって、食肉公社からの申請書はあるものの、卸売会社からの具体的な資金繰り表は添付されていない。

今後、貸付実行に当たっては、卸売会社の財政状況の説明を受け、1年間の資金繰計画書の提出を求め、その妥当性の判断をすることが必要である。さらに、その年度の資金計画だけでなく、銀行借入金の返済目標計画を求めることにより、食肉公社に対する貸付金の解消を図ることが必要と考える。

17. 経営構造対策推進事業補助金(表番号11)

(1) 補助金の概要

交付先:	奈良県農業会議	所管部署:	農業振興課
開始年度:	平成12年度		
根拠規程:	奈良県農業経営構造対策事業費補助金交付要綱		

(単位:千円)

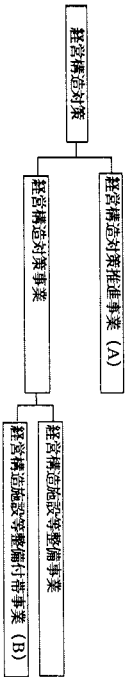
	平成12年度 (決算)	平成13年度 (決算)	平成14年度 (当初予算)	平成14年度 (決算)	平成15年度 (当初予算)
補助金額	20,200	20,200	20,200	20,200	20,200
うち果負担額	10,100	10,100	10,100	10,100	10,100
うち国負担額	10,100	10,100	10,100	10,100	10,100
事業費	20,200	20,200	20,200	20,200	20,200

(補助金の目的)

農業経営構造の改善を図るため、奈良県農業会議(以下17.及び18.において「農業会議」という。)に対し補助金を交付する。

(補助事業の概要)

① 経営構造対策について



経営構造対策は、平成11年7月に実施された「食料・農業・農村基本法」の基本理念に即し、地域ぐるみで地域の農業構造を改革していくため、地域農業に関わる幅広い関係者の地域合意の形成を前提としてこれを実現していくための生産・流通・加工・情報・都市農村交流等の施設を総合的に整備することにより、担い手となる経営体の確保・育成を図ることを目的とした事業である。

上記体系図の中の(A)及び(B)が平成14年度に奈良県が具体的に補助を実施している事業である。各補助事業の内容は次のとおりである。

(A) 経営構造対策推進事業

市町村、都道府県及び全国の各段階において、担い手となる経営体を育成し、地域ぐるみで地域農業を改革していくようとする取り組みを支援するため、地域の合意形成を通じた変革のための数値目標の設定及びその実現のためのプログラムの策定、事業実施後の着実な効果発現等に係る支援体

制の整備等を行う事業である。

(B) 経営構造施設等整備付帯事業
整備事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要な調整活動及び実践的な知識・技術の習得活動等の実施を図るものである。

② 補助対象経費及び補助金額算定根拠

補助対象経費	補助対象金額
(A) 経営構造対策推進事業費	当該補助事業に要する経費の10分の10 (平成14年度) 果負担額 4,000千円 国負担額
(B) 経営構造施設等整備付帯事業費	当該事業に要する費用の2分の1以内。 ただし、農業会議が行う場合にあつては10分の10以内。 (平成14年度) 果負担額 6,100千円 国負担額 6,100千円

(農業会議の概要)

農業会議とは、「農業委員会等に関する法律」に基づく法人であり、農業及び農業者の一般的利益代表機関及び行政行為を補完する諮問機関としての性格が付与された組織である。

(2) 意見

① 補助事業の効果の検証について

(A) 奈良県の実施している検証方法

奈良県は、事前検証として、農業会議から提出された要綱所定の事業計画書につき事業項目、事業内容等について遺漏がないかという観点からチェックを実施している。

そして、事後検証として、実績報告書及び経営指導実績としての成果物(報告書等の冊子)を入手すると共に、農業会議が記載した該当部分の帳簿の写しを入手し、費目ごとに支出内容を検討している。

しかし、これらの検討時に事業計画書や実績報告書に記載されている個別活動内容の支出費目についての詳細な検討は実施していない。

(B) 検討及び意見

(a) 事業の効果の検討が不十分

事業計画書において、実施予定の活動明細は記載されているが、どのよ

うな効果を期待してその活動を実施するのかの記載がなされていない。また、事業完了後に提出される事業成績書において、その目的を達成するために実施した活動の明細は記載されているが、その活動の結果としてどのような効果があったのかという記載がなされていない。

最も重要な情報は「目的に対してどのような効果を期待してその活動を実施するのか」そして「活動の結果どのような効果を実現もたらされたか」ということである。この情報を元にフォローアップを実施することにより、補助対象経費の支出についての適切な指導が可能となる。

したがって、事業計画書には、農業会議が予定する個別活動から、どのような効果を見込んでいるのか、そして、事業成績書には、個別活動の実施によりどのような効果をもたらされたかの記載をなし、その補助事業の効果の分析を実施する必要があると考える。

(b) 支出内容につき計画と実績を対比させた分析検討が不十分

経営構造対策推進事業は、計画と実績とも事業総額 8,000 千円と一致し、また経営構造施設整備付帯事業は、計画と実績とも事業総額 12,200 千円と一致しているが、両者ともその構成費目の支出額が計画と実績とは相違している。

(単位：千円)

経営構造対策推進事業			
計画	実績	計	差
500	700	6,000	8,000
396	849	6,508	173

(単位：千円)

経営構造施設整備付帯事業					
計画	実績	計	差	計画	実績
6,000	500	300	500	800	3,800
6,064	429	312	69	153	4,874

そこで、計画と実績における費目別支出額の相違原因につき質問したところ、国、県の補助金交付要綱では事業内の費目間流用については制限されていないため、年度途中での費目間流用に伴う事業計画の変更届の提出を行う必要はないとされていることから、詳細な原因分析は実施していないことである。

事業計画書に費目別金額の記載をする前提として、農業会議は実施予定活動とその費用の費目別発生額についての合理的な見積もりを実施しているはずである。

よって、事業計画書の入手の際に個別活動と費目とを関連づけた見積資料、及び実績報告書入手の際にはその分析を行った資料を入手することに

より、計画と実績とを対比して経済的、効率的に事業が実施されたか否か評価検討する必要があると考える。

○表番号 18 大和平野土地改良事業管理費補助金 【D】 21. に記載

【D】 補助金の検査方法改善に関する意見】

18. 農業会議費補助金 (表番号 2)

(1) 補助金の概要

交付先：	奈良県農業会議	所管部署：	農政課
開始年度：	昭和 44 年度		
根拠規程：	農業委員会交付金等交付要綱		

(単位：千円)

	平成12年度 (決算)	平成13年度 (決算)	平成14年度 (当初予算)	平成14年度 (決算)	平成15年度 (当初予算)
補助金額	30,597	33,537	25,758	32,035	15,933
うち県負担額	19,269	21,246	16,459	19,547	11,272
うち国負担額	11,328	12,291	9,299	12,488	4,661
事業費	37,633	40,873	32,973	39,166	21,995

(補助金の目的)

農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与するため、農業会議に対し、補助金を交付する。

(補助事業の概要)

要綱によると、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりである。

補助対象経費	交付額 (平成14年度)
1 農業会議の組織及び事務に要する経費のうち、農業会議会議員手当等負担金の項に掲げる経費以外の経費	経費の10分の10以内の額 県負担額 385 千円 国負担額 375 千円
2 農地調整関係等調査に要する経費	経費の10分の10以内の額 県負担額 42 千円 国負担額 42 千円
3 業務及び事業に要する経費	経費の10分の10以内の額 県負担額 11,970 千円 国負担額 12,071 千円
4 農政推進事業に要する経費	経費の10分の10以内の額 県負担額 7,150 千円 国負担額 ー千円

(2) 意見

① 海外視察研修の視察報告

上表4農政推進事業(県単独事業)の一環として、海外農業事業調査が実施され、調査費用総額793千円のうち、395千円の補助が実施されている。

県は、実績報告書の検査の際に、視察参加者から農業会議に提出された復命書や行程表、旅行会社の領収書(793千円の総額表示のみ)を確認しているとの説明を受けた。しかし、旅行費用明細についての報告がなされていない。

このことから、自己負担とすべき部分までも補助の対象となっていないことを確認するため、具体的な旅行費用明細の報告を求め、その内容の検討が必要であると考える。

19. 地籍調査事業費負担金(表番号8)

(1) 補助金の概要

交付先:	五條市ほか12町村(平成14年度)	所管部署:	農業経営課
開始年度:	昭和42年度	根拠規程:	奈良県地籍調査事業費負担金交付要綱

(単位:千円)

	平成12年度 (決算)	平成13年度 (決算)	平成14年度 (当初予算)	平成14年度 (決算)	平成15年度 (当初予算)
補助金額	157,668	154,827	138,750	117,486	165,000
うち県負担額	52,556	51,609	46,250	39,162	55,000
うち国負担額	105,112	103,218	92,500	78,324	110,000
事業費	210,224	206,436	185,000	156,648	220,000

(補助金の目的)

国土調査法の規定により、市町村が行う地籍調査に要する経費に対し負担金を交付する。

なお、国土調査法は国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査することを目的としたものである。

(補助事業の概要)

土地の境界の明確化、正確な土地の状況の土地登記簿への反映のために市町村が地籍調査を行っている。土地登記簿を正確にすることは、トララムの防止、公共事業の円滑な実施、土地取引の円滑化に役立つと考えられている。補助金額は要綱において「地籍調査に要する経費に対し予算の範囲内」で

対象経費毎に4分の3以内等の補助率が定められている。

(2) 意見

① 不正確な届出書の受理

要綱及び関連書類等を閲覧したところ、次の事実が判明した。奈良県は要綱に従って各市町村から地籍調査着手届を入手している。大字陀町からの平成14年度「地籍調査着手届」において、「公示内容4調査期間」が「平成12年6月5日～平成13年3月30日」となっているものを受理している。

正しくは「平成14年6月5日～平成15年3月30日」であるので、今後は受理する時に留意されたい。

20. 増養殖奨励推進事業補助金(表番号53)

(1) 補助金の概要

交付先:	奈良県漁業協同組合連合会	所管部署:	農業経営課
開始年度:	昭和58年度	根拠規程:	増養殖奨励推進事業補助金交付要綱

(単位:千円)

	平成12年度 (決算)	平成13年度 (決算)	平成14年度 (当初予算)	平成14年度 (決算)	平成15年度 (当初予算)
補助金額	1,000	1,000	1,000	1,000	950
うち県負担額	1,000	1,000	1,000	1,000	950
うち国負担額	—	—	—	—	—
事業費	4,807	2,814	2,979	2,979	3,626

(補助金の目的)

河川漁業や養殖業の振興に資するため、奈良県漁業協同組合連合会(以下20.において「県漁連」という。)に対し、増養殖奨励推進事業に要する経費について補助金を交付する。

(補助事業の概要)

補助事業の概要は、県漁連が行う次に掲げる事業。

- 1) 奈良県の河川漁業や養殖業の育成に係る種苗の需給調整活動、情報交換活動、消費拡大などの広報活動
 - 2) 水産業協同組合の指導監督に係る活動
 - 3) その他知事が必要と認める活動
- 補助対象経費及び補助金額は、次のとおりである。

補助対象経費	補助金額
増養殖奨励推進事業に要する経費	知事が定める額 (昭和58年からは、平成14年度まで1,000千円で一定している。)

(2) 意見

① 補助金額の妥当性の検証について

(A) 奈良県が行っている補助金額の妥当性の検証方法

奈良県は、事後的な検証方法として、実績報告書の記載内容の検討を行っている。実績報告書には事業名及び事業ごとの費用総額の記載しかないことから、別途、事業ごとの費用内訳につき聞き取り調査を実施している。そして、事業ごとの費用総額の計画と実績に大きな変動がなく、費用内訳が費目的に問題なければ、それ以上の検討や、決算書を入力し実績報告書の記載との矛盾の有無などの検討をすることは行っていない。

(B) 事業内容の検討の必要性

実績報告書の記載内容は次のとおりである。

(単位：千円)

事業内容	事業費		計
	果費補助金	県漁運費	
増養殖奨励推進費	1,000	1,979	2,979
(1) 漁業及び養殖業の需給調整 河川漁業に於ける放流種苗の需給調整並びに養殖業の種苗及び成魚の需給調整を行った。	140	261	401
(2) 情報交換及び広報活動 河川漁業のあゆみ、あまご等の情報交換及び養殖魚のこい、ふな、あゆみ、あまご、金魚等の広報活動を行った。	110	190	300
(3) 組合指導監督費 傘下30漁協の指導を実施すると共に漁協役員に対する講習会を開催した。	750	1,528	2,278

補助金額の妥当性を検証するには、実際行なわれた具体的な事業内容とともに、費用と効果を把握し、分析を実施することが必要である。

県漁連の損益計算書(事業年度：平成14年1月1日から同年12月31日) (以下20.において「P/L」という。)を入力し、上記実績報告書の費目との関連付けを行ったところ、次のとおりである。

〔1〕漁業及び養殖業の需給調整に要した費用の内容は、P/L上の「事業管理費における業務費の細目である会議費」のみである。また、P/L上の「事業管理費における旅費交通費、雑費、及び業務費の細目である接待交際費、通信運搬費、図書印刷費」は他の事業には支出されず、全額が〔3〕組合指導監督費」となっている。このように一見して必ずしも納得できないものについては、県は、会議の明細や実際に実施された漁協に対する指導に関する報告、講習会の実績記録等を入力し、補助対象以外の会議や組合指導監督以外の活動に対しての支出がなされていないか検討する必要があると考える。

〔2〕情報交換及び広報活動」に関する費用はP/L上の「事業直接費農業祭参加費」であるが、農業祭の参加報告や実施内容における支出明細を入力していない。

県は、農業祭参加報告を入力して支出内容の妥当性の検討を行う必要がある。

② 実績報告書の記載について

要綱の様式において、実績報告書に事業内容の具体的な明細の記載や事業ごとの費目内訳の記載が要求されていない。

増養殖奨励事業は客観的な、たとえば収入といった形で効果が把握できないものであるから、どのような具体的な活動が実施されたかを記載することは効果を検討する際に特に重要となる。

また、事業ごとの費目内訳の記載があれば、県の担当者にとって、支出内容が補助対象か否かの判断も容易になる。

要綱において、実績報告書の様式を、補助金額や支出内容の妥当性について検証し易くするために改定する必要があると考える。

21. 大和平野土地改良事業管理費補助金(表番号18)

(1) 補助金の概要

交付先：	大和平野土地改良区
開始年度：	昭和55年度
根拠規程：	大和平野土地改良事業管理費補助金交付要綱 国営十津川・紀の川土地改良事業及び国営大和平野土地改良事業に関する協定書
所管部署：	耕地課